

資料4

## 国税庁報告資料

令和7年10月21日  
課税部酒税課



**Japan.** "Kampai" to the world.

# 国税庁の取組状況について

令和7年10月  
国 税 庁

酒類の容器及び包装には、酒税の検査取締上の見地から、酒類の品目等、所定の事項を表示することが義務付けられています。また、酒類の取引の円滑な運行及び消費者の利益に資するため、財務大臣は、酒類の製法、品質その他政令で定める事項の表示について必要な基準を定めることとされています。

このほか、食品表示法、米トレーサビリティ法、日本農林規格等に関する法律（JAS法）など、制度目的が異なった各種の表示ルールが適用されています。

### 酒類業組合法に基づく酒類の品目等の表示義務

- 酒税の保全を目的として、酒類の容器及び包装に次の表示を義務付けている。  
製造業者の氏名又は名称、所在地、内容量、品目、アルコール分、税率適用区分及び発泡性を有する旨

### 酒類業組合法に基づく酒類の表示基準

- 酒類の取引の円滑な運行及び消費者の利益に資するため、国税庁が定める次の告示により酒類の表示ルールを定めている。  
清酒の製法品質表示基準（平成元年11月国税庁告示第8号）、果実酒等の製法品質表示基準（平成27年10月国税庁告示第18号）、酒類の地理的表示に関する表示基準（平成27年10月国税庁告示第19号） 等

### 食品表示法に基づく食品表示基準

- 食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に資するため、酒類の容器及び包装に次の表示を義務付けている。  
名称（品目）、添加物、内容量、食品関連事業者の氏名又は名称及び住所、製造所等の所在地及び製造者等の名称等、L-フェニルアラニン化合物を含む旨 等



- 国税庁では、市販されている酒類を買い上げて理化学分析や品質評価等を行い、酒類の安全性・品質の確認を行うとともに、アルコール分などの表示等が適正であるかについて確認を行いました。  
分析の結果、食品衛生法上に基準値のある汚染物質や使用基準が定められている食品添加物について問題のある酒類はありませんでした。
- また、消費者が安心して酒類を購入できるように、酒類製造者に対して、酒類の表示義務事項、表示基準及び食品表示法に基づく記載事項に関する確認調査を行うとともに、市販酒類調査の結果を踏まえ、適正な表示が確保されるよう指導しました。

### <全国市販酒類調査>

事務年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
調査点数	1, 630件	1, 583件	1, 490件	1, 584件	1,530件
事務年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度

### <酒類業組合法に基づき義務付けられた表示事項に誤りが認められた酒類の割合>

事務年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
割合	0. 4%	0. 3%	0. 3%	1. 8%	2. 3%
事務年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度

(注1)全国市販酒類調査において、酒類業組合法に定める品目やアルコール分等の表示がない酒類の割合を表している。

(注2)令和5年度以降は、「20歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」に基づく表示に問題のあったものを含んでいる。

### <酒類業者に対する表示事項確認調査実施件数>

事務年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
調査実施件数	298件	707件	765件	629件	918件
事務年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度

(注1)令和5年度の調査実施件数については、第17回食品表示連絡会議の報告資料から訂正している。

(注2)令和6会計年度に実施した調査のうち、文書により表示事項を是正させたものは12件(表示事項の誤表記・不表示等)。



# 【最新のトピック】改正JAS法の円滑な移行に向けた周知広報



Japan.  
"Kampai" to the world.  
Sake & Shochu

- 「酒類における有機の表示基準」(平成12年国税庁告示第7号)は、JAS法の一部改正に伴い、令和4年10月1日に廃止され、同日以後に販売する有機酒類については、改正後のJAS法が適用されることとなりました。ただし、制度移行に伴う経過措置として、令和7年9月30日までの3年間は、引き続き当該基準に基づく表示を行うことができることとされました。
- 令和7年10月1日以後に、酒類の製造場から移出し又は保税地域から引き取られる有機酒類については、改正後のJAS法に基づき「有機」等の表示を行うことが必要となり、有機酒類の製造業者又は輸入業者は、登録認証機関から有機JAS認証を取得し、有機JASマークを貼付することが義務化されています。
- 国税庁では、登録認証機関や酒類業者等に対する各種セミナー等の開催や業界団体への周知広報のほか、同庁HPに特設ページを設けるなど、制度の円滑な移行に努めています。

## 輸入業者向け有機酒類セミナー

2023  
F  
R  
I

### 輸入業者向け 有機酒類セミナー

令和4年10月に改正JAS法が施行され、JAS法の一部改正に食品に酒類が追加されました。改正前までは、酒類の表示は、酒類の所有者である登録認証機関の表示基準で定められていましたが、今後、令和7年9月末の経過措置期間を経て、JAS法の規定に基づき表示することになります。  
新規制期間中に事業者の皆様が円滑に新制度へ移行できるよう、本セミナーにおいて、JAS法の改正の概要や国外との有機同様性の統結についてなど基本的な情報や、有機酒類の表示に必要な手続についてご説明いたします。

**概要**  
日 時： 2023年10月6日（金） 15:00～17:00  
場 所： 三田共用会議室 大会議室  
（東京都港区三田2-1-8 3F）  
対象者：  
・輸入業者及び酒類販売業者  
・輸入酒類を扱う飲食店を営むする事業者  
定 員： 約80名 ・ オンライン視聴 約800名  
※来場及びオンラインともに事前申し込み制

【内容】

- JAS法改正の概要（農林水産省）
- 有機酒類の監査実績の状況（酒類局）
- 具体的な輸入業者が受けける影響と対応方針（国税庁）
- 具体的なJAS認定の手続の方法（日本洋酒輸入協会）

【参加申し込み方法】

次の二次元コードより、専用ページを確認の上で申し込み願います。  
※国税庁HP「お薦めに関する情報」でも申し込みいただけます。  
質問参考は20歳以上の方に限らせていただきます。



主催：国税庁  
協力：日本洋酒輸入協会

## 有機酒類活用セミナー

有機酒類を基軸とした高付加価値酒類の製造から、国内外での市場構築、  
さらには地域の活性化と一体となった地域経済の活性化向上や、  
有機生産技術と有機JAS認証、経済的・倫理的な事業機会との関連性まで、  
事業計画書作成に参考していただき目的で、  
MW（マスター・ワーカー）の資格をもつ世界トップクラスの酒類専門家が  
日本酒酒類製造の新たな可能性と展望について語ります。



国税庁主催

**有機酒類活用セミナー**  
有機生産と有機JAS認証は、最適なアプローチなのか？

日時 令和5年9月27日（水）13:00～15:00（受付・開場 12:30～）

会場 TKPガーデン亭京都ワードホテル9階 飛雲  
京都府京都市下京区羞恥町町21-1  
（アセナス京都京都駅東口中央口より徒歩2分）

講師 アントニー・モス MW

（米国・ハワイ・オーストラリア・カナダ・UK）WSET認定講師

協力 日本酒青年協議会

主催 国税庁酒税課

参加費無料  
先着100名様  
※酒類製造業の関係者様のみ申込可能



申し込み方法  
e-mailもしくは画面のQRコードを読み込み、  
申し込みフォームにて必要事項をご記載の上、  
お送りください。

お問い合わせ  
セミナー・アンティークモス（担当：渡辺）  
e-mail : 131hamasuna@town.co.jp

※申込書は、直接より電子メール（メール）にてお申込、頂いております。



※

## 国税庁HP特設ページ

ホーム / 業の情報・手続・用紙 / お酒に関する情報 / 酒類の表示 / 有機表示関係

### 日本農林規格等に関する法律（JAS法）の概要

「酒類における有機の表示基準」（平成12年国税庁告示第7号）は、「日本農林規格等に関する法律」（以下「JAS法」といいます。）の一部改正に伴い、令和4年10月1日に廃止され、同時に版大改する有機酒類については、JAS法が適用されることになりました。

ただし、制度移行に伴う表示ルールの改訂や酒類業者の準備に一定の期間を要することから、令和7年9月30日までの3年間は、引き続き当該基準に基づく表示を行うことができる経過措置が設けられています。

この経過措置期間が終了した令和7年10月1日からは、酒類の製造から移出し又は保税地域から引き取る有機酒類については、「酒類における有機の表示基準」に基づく表示を行うことはできなくなり、JAS法に基づいた「有機」等の表示を行うことになります。

有機酒類の製造業者又は輸入業者は、登録認証機関から有機JAS認証を取得し、有機酒類に有機JASマークを貼付することが必須となりますので、本年度に適合しているかご確認をお願いいたします。

・令和4年JAS法改正の概要について（農林水産省ホームページ）が掲載されています。

### 令和4年JAS法改正の概要について

JAS法の目的は、食品等に規格を定めて普及することで品質の改善などを図り、農林水産業及びその関連業者の健全な発展と一般消費者の利益の保護に寄与することです。

JAS制度は、農林物産品にこれの取扱い等の方法についての日本農林規格（JAS）を国を定め、農林水産大臣（酒類については酒類大臣及び農林水産大臣）が登録した登録認証機関から認証を受けた事業者が、JAS適合することを証するマーク（JASマーク）を農林物産や事業者の広告などに任意に付すことができる制度です。

令和4年のJAS法改正は、「農林水産物及び食品の輸出に関する法律等の一部を改正する法律」により、令和4年10月1日以後に施行されるもので、日本の農林水産物及び食品の輸出を促進するため、(1)JAS規格の制定等への有機酒類の追加、(2)国外貢付の表示の範囲に係る枠組みの整備、(3)登録認証機関の情報共通化に関するルールの整備、(4)同性の交渉の実施やJAS規格の国際標準化等に関する他の努力の義務の規定などが行われています。

・改正の概要.pdf（農林水産省ホームページ）

・JAS規格の制定対象への有機酒類の追加

有機酒類はこれまでJAS規格に含まれていませんでしたが、米国・EU等で有機食品の市場が拡大していることを踏まえ、JAS規格の制定対象に有機酒類が追加されました。今後、有機酒類の認証に関する等性を他の国と政府と連絡し、有機酒類の輸出拡大を目指します。

なお、令和7年10月1日以前、有機酒類の製造業者が、酒類に「有機」、「オーガニック」やそれらを併用して表示する場合には、登録認証機関から有機JAS認証を取得し、有機JASマークを貼付することが必要になります。

- 令和7年10月1日から、農林規格等に関する法律（JAS法）に基づく認証を受けた有機酒類について、「有機（organic）」と表示して、英国及び米国へ輸出が可能になる。
- 英国、米国、豪州及びニュージーランドによる認証を受け、輸入された有機酒類については、JAS制度に基づき「有機」等と表示可能になる。

## 期待される効果

- 有機JAS認証の取得により、相手国での追加認証が不要となり、輸出に伴う手数料や手続の負担が軽減され、事業者にとって実務上の利便性が向上
- 米国・EU等の海外市場では有機食品市場が拡大しており、日本産有機酒類がこれらの市場に参入可能
- 日本における有機酒類のブランド確立及び日本産酒類のブランド多角化につながり、更なる産業振興及び競争力が向上

（令和7年9月26日現在）

## 有機同等性を相互承認した国・地域

国・地域	発効日
カナダ	令5年8月31日
台湾	令6年1月1日
EU	令7年5月18日
英国	令7年10月1日
米国	令7年10月1日

## 日本への輸入について有機同等性を承認した国

国・地域	発効日
豪州	令7年10月1日
ニュージーランド	令7年10月1日